

所得税、村・県民税の 申告受付について

必要書類等

(税務署で申告する場合も同じ書類が必要です。)

- ・ **個人番号確認書類**・・・**マイナンバーカード**、または **通知カードと運転免許証や健康保険証等の本人確認書類**が必要です。
 - ・ **配偶者控除や扶養親族、事業専従者控除を適用する場合、その親族分の個人番号確認書類** (**マイナンバーカードまたは通知カードの写し、個人番号が記載された住民票等**)
 - ※ 親族等代理の人が申告する場合、代理人の本人確認書類も提示してください。
 - ・ **還付金振込先**となる対象者本人の**通帳**(コピー可)、障害者控除を受ける方はその手帳等。
 - ・ 給与・年金の**源泉徴収票**等。(記載事項の確認に使用します。給与明細書等を受領していない場合は、**支払証明書**等をお持ちください。)
 - ・ 農業・自営業については、**販売・収入の通知書や明細書**等(特にそば組合や中山間、補助金等は収支明細書等を提示してください)、経費の**領収書**等や**帳簿**(主なものは7年間保管する必要があります)、収支記載のある**預金通帳**。必ず経費の種類及び売上明細ごとに合計を計算したものまたは**収支明細書**を提示してください。
 - ・ 医療費控除を受ける場合は、「**医療費通知書**」を提出してください。医療費等控除の特例(セルフメディケーション税制)と重複して選択できないのでご注意ください。
 - ※ 領収書の場合は、医療機関ごとに分け、合計額を計算してください。
 - ・ 臨時収入により所得があった場合は、領収書や支払証明書等を提出してください。
- ※売上明細や経費の領収書及び医療費等はあらかじめ計算の上、お越しくください。**
計算されていない場合は、ご自身で計算していただくなど、時間がかかります。
- 年金収入が400万円以下、さらにその他の所得も20万円以下である人は確定申告の必要がないとされていますが、各種保険料の算定、軽減及び給付金支給等のために住民税申告が必要な場合があります。

次の場合は税務署等への申告をお願いします

次に該当する人は、税務署(2月16日から3月16日は弘前市立観光館。土日祝日を除く。9時~16時。整理券等による順番待ち方式。)または、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー等で申告をお願いします。

- ・ 初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告
- ・ 株式や建物に係る譲渡所得の申告
- ・ 青色申告 ・ 準確定申告 ・ 令和6年分以前の確定申告

- スマホやパソコン(郵送書類の作成)による確定申告 → 国税庁ホームページ
- 個人住民税の電子申告 → eLTAX(エルタックス) ※ いずれもインターネット
- 利用者識別番号の利用にご協力ください。申告書の送受や還付金振込手続等の省力化のため、利用者識別番号の取得をお願いしています。